

令和3年8月24日

保護者の皆様

京都市教育長
稻田新吾

感染拡大防止等に向けたご家庭での取組の徹底について（依頼）

平素より、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスの感染急拡大、感染爆発とも言える局面に直面し、京都府に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、8月20日（金）～9月12日（日）を期間として、京都府全域に、緊急事態措置が要請されています。

本市では、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点や、児童生徒等の居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障する場所としての学校・幼稚園の重要性も踏まえ、感染リスクの高い教育活動や校外学習の休止、部活動の休止等、緊急事態措置の下で、感染拡大防止に向けた制限を強化したうえで、教育活動を実施することとしており、学校・幼稚園において、より一層、感染防止策を徹底し、教育活動との両立に取り組んで参りますので、保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

また、全国的にも、本市においても児童生徒の感染者が急増しておりますが、本市では、児童生徒の感染者の初発者の多くが、家庭等での感染に起因しております、各ご家庭等での感染防止に向けたお取組が大変重要なっています。

については、保護者の皆様においても、お子様とご家族等大切な方の命と健康を守るため、下記の事項及び「家庭内感染を防ぐための緊急のお願い」に記載する取組を徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 お子様とご家族様の**毎朝の健康観察や体温測定等、健康管理を徹底**してください。
登校園後に、**お子様の体調不良が確認された場合、別室の待機とし、ご家庭からの速やかなお迎え**をお願いしますので、ご協力ください。
- 2 マスク着用、帰宅後、食事前等こまめな手洗い・うがい、洗顔、換気、身体的距離の確保、「三つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）」の回避等、**「基本的な感染予防」を徹底**してください。
- 3 お子様が少しでも体調不良を感じる症状（発熱、咳、頭痛、倦怠感（だるさ）、味覚・嗅覚の違和感等）があるとき、同居されているご家族に同様の体調不良の症状が見られる際は、**ためらわずに学校・幼稚園を休むことを徹底**してください。更に、ご家族様が、医師等からPCR検査等を受けるよう指示された際も、休むことを徹底してください。
こうした場合は、学校は欠席扱いといたします。学習保障についても、しっかりと対応します。
- 4 **登校への不安を感じられる場合等、ご心配なことはご遠慮なく、学校・幼稚園へご相談ください。**
- 5 新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐怖心等から、感染者や濃厚接触者等とそのご家族に対する誤解や偏見に基づく差別、いじめ等が生じないよう、**児童生徒に適切に指導**します。
- 6 **校内で感染者が確認された場合は**、保健所と連携し、接触のあった児童生徒等へ**速やかにPCR検査を実施**し、感染拡大防止に取り組んで参ります。
- 7 お子様が参加されている、**塾や習い事等も、体調不良の際は参加を控えることを徹底**してください。

裏面に本校での取組を記載しています。

京都市立堀川高等学校での感染防止策

本校においても、以下のような取組を通して、教育活動と感染予防の両立に取り組みます。ご不安なことなどございましたら、堀川高校（075-211-5351）までご相談ください。

1. 学校生活上の留意点

- (ア)マスク着用の指導
- (イ)手指消毒の指導
- (ウ)マスクをしていても近距離・長時間の会話を避けるよう指導
- (エ)換気の徹底

対角の2か所以上の10cm以上窓を開けた常時換気、不可能な場合でも、休み時間には必ず2方向の窓や扉を広く開けて換気を行います（30分程度に1回以上、数分間程度は窓を全開にする）。

(オ)昼食時の指導

黙食を徹底するとともに、昼食場所の分散や教職員の指導体制を新たに検討し、27日から実施します。

(カ)生活指導

下校後は速やかに帰宅するよう指導するとともに、家庭とも連携し、不要不急の外出や、下校時の飲食、感染リスクの高い校外での活動を控えるよう指導します。

2. 授業における活動内容による実施の判断

対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（長時間、近距離のグループワークや近距離で活動する実験や観察等）については、一時的に停止します。

3. 学校行事、校外活動等について

- ① 校外活動は泊を伴うかどうかを問わず、また、市内の活動であっても、実施しません。
- ② 体育大会、文化祭、学習発表会等については、保護者や地域の方等の参観は原則行いません。また、事前練習等も含め、生徒が多人数で密集・密接したり、合唱したりする活動はできる限り控えるとともに、開閉会式や表彰式の時間短縮や形態、校内でのオンライン活用など、感染症対策を徹底します。
- ③ 市内外から講師等を招いて実施する活動や地域・関係団体と連携した校内での活動等について、実施時期の変更を含め、実施の有無を慎重に検討し、実施に際してはオンラインによることや生徒を分散させるなど、感染症対策を徹底します。
- ④ 授業参観、懇談会、家庭訪問等も、原則、実施しません。
- ⑤ 学校説明会については、オンラインを併用するなど実施方法等を工夫した上で、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染防止対策を十分に講じて実施します。

4. 部活動について

活動は原則中止とします。ただし、以下の場合は例外的に活動が可能とします。

- (ア)高体連や競技団体、文化関係連盟等が主催する公式な全国・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会への参加。また、これらに参加する部活動は、大会会期初日の4週間前から校内での2時間以内の練習等。
- (イ)堀川高校文化祭に発表等を行う文化系部活動は、文化祭終了まで校内での2時間以内の練習等。